滋賀県ビオトープネットワーク長期構想変更の概要 ~野生動植物の生息・生育環境の保全・再生・ネットワーク化に関する長期構想~

1 長期構想の目的

・野生動植物の安定した生存や減少からの回復を図るためには、奥山、丘陵地、里地里山、琵琶湖などにおいて、好適な生息・生育空間(ビオトープ)を十分な規模で備えた面的な広がりを持つ地域を中核としながら、それらの地域どうしが河畔林を含む河川や湖岸等の線的に伸びる生息・生育空間の持つ生態回廊(エコロジカル・コリドー)としての役割を介して結びつけることにより、生息・生育空間の「ネットワーク化」を図ることが必要である。



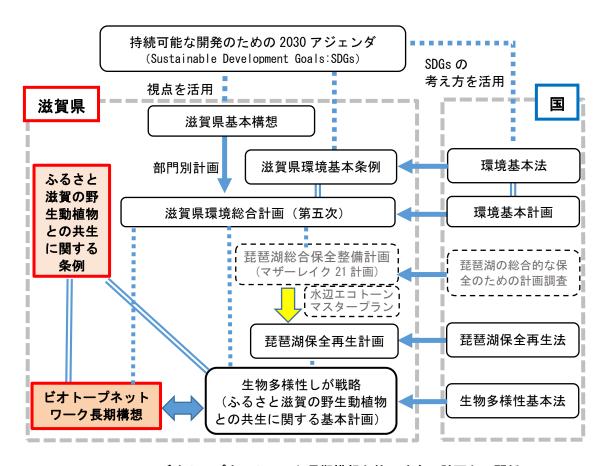
ビオトープネットワークのイメージ(引用:(財)日本生態系協会)

- ・野生動植物の生息・生育空間の保全・再生・ネットワーク化に関する長期的な方針を 定め、重点的に対策を推進すべき区域「重要拠点区域」を設定し、方針を実現するた めの方策を示す。
- ・長期構想で示した将来像について、県、市町、県民・NPO、事業者等の間で幅広く 共有し、具体的な取組につながる契機となることを目指す。

2 長期構想の位置づけ・期間

- ・「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」(平成18年(2006年)3月)第9条に基づき策定されるもの。
- ・「第五次環境総合計画」(平成31年(2019年)3月策定)、「琵琶湖保全再生施策に関する計画」(平成29年3月策定)、「生物多様性しが戦略」(平成27年(2015年)3月策定)等の他の計画と整合したものとする。

・2050 年頃の滋賀県の自然環境の望ましい将来像を視野に入れた長期構想として策定し、その実現に向けておおむね10年ごとに点検・見直しを行うものとする。



ビオトープネットワーク長期構想と他の法令・計画との関係

3 変更の概要

- ・平成21年(2009年)の本構想策定から、おおむね10年が経過したことから、自然環境や社会経済情勢の変化を踏まえ現況に即した内容に見直す。
- ・野生動植物の生息・生育地として重要な重要拠点区域について、野生動植物の生息・ 生育環境の基盤となる植生単位の広がりに重点を置いて当該区域を見直す。
- ・野生動物の移動経路である生態回廊について、山地から田園域や市街地を通って琵琶湖へとつなげる河川が持つ回廊としての役割に注目し、生息・生育環境としての重要性も考慮して重要性の高い河川4河川を追加する。

4 長期構想の目標

- (1) ビオトープの保全
- (2) ビオトープの再生
- (3) ビオトープのネットワーク化

5 ビオトープの現状と課題

(1) ビオトープの保全

・森林域から琵琶湖にかけて野生動植物の好適な生息・生育空間を十分な規模で持つ 地域の多くは、自然公園、鳥獣保護区等に指定され、生息・生育地の保護が図られ ている側面がある。しかし、保護区域の外側における開発行為の実施や、増えすぎ た野生鳥獣による農林水産業被害、とりわけニホンジカによる下層植生の破壊、さ らには気候変動等による生息・生育環境の悪化が生じており、こうした変化に対応 した保全の取組が必要である。

(2) ビオトープの再生

・琵琶湖における侵略的外来魚・水生植物の駆除や、湖岸におけるヨシ群落の再生、森林域における有害鳥獣の駆除などにより、野生動植物の良好な生息・生育空間の 劣化傾向に歯止めをかけ、再生させる取組が必要である。さらに、人と自然との関 わりの減少による里地・里山における生息・生育環境の悪化傾向も指摘されており、 ビオトープの再生を目指した人と自然の新しい関係のあり方の模索・検討が求めら れる。

(3) ビオトープのネットワーク化

・重要拠点区域と琵琶湖をつなぐネットワーク化が一定図られているが、河川や河畔 林の環境変化により生態回廊の生息・生育空間としての重要性が高まっている。

6 重点的に推進すべき区域

(1)「重要拠点区域」

- ・植生は、生態系の基盤を構成し、空間的認識が容易な景観を形成することから、植生の分布により、ビオトープを特徴のあるまとまりをもった区域として捉えることができる。
- ・このため今回は、策定時の地図情報に基づいて選定された区域について、野生動植物の生息・生育環境として重要な自然度の高い植生が面的にまとまって存在する範囲を照合させ、区域を見直した。
- ・県境の稜線部から広がる標高の高い奥山に位置する区域では、自然度の高いブナクラス域の自然植生または代償植生の範囲を中心に区域を選定。(高時川源流部、伊吹、霊仙、鈴鹿、比良・朽木、野坂山地)
- ・低山から丘陵地、平野、湖岸にかけて位置する区域では、ヤブツバキクラス域の代 償植生のうち、コナラ・クヌギやアカマツを主体とする植生を自然度がより高い植 生として重視し区域を選定。(安土、田上・信楽、三上、比叡・石山、堅田丘陵)
- ・植生の分布状態のまとまりから評価して選定されなかった区域にも、野生動植物の 保全の観点から重要性の高いビオトープがあることに留意する必要がある。
- ・重要拠点区域に選定された地域では、次のような配慮をお願いする。
 - ▶現状の自然環境を保全する。
 - ▶農林水産業など適度に人の手が入ることで保全されてきた場所では、維持管理を継続し、自然環境を継承する。
 - ➤私たちが自然と直接ふれあい、野生動植物との共生について理解と認識を深める。

重要拠点区域の見直し

- 1 高時川源流部 2 伊吹 3 霊仙 4 鈴鹿 5 安土 6 田上・信楽
- 7 三上 8 比叡・石山 9 堅田丘陵 10 比良・朽木 11 野坂山地
- 12 奥琵琶湖 13 西の湖 14 湖北湖岸 15 湖西湖岸 16 湖東湖岸

※下線部は範囲を見直した箇所

(2)「生態回廊」

野生動植物が移動・分散が可能なように、重要拠点区域の間を回廊状の生息・生育空間として連続的につなぐ役割(生態回廊)に期待できる河川として選定。

生態回廊の追加

- 1 野洲川 2 日野川 3 大同川・伊庭内湖 4 愛知川 5 犬上川
- 6 芹川 7 天野川 8 姉川
- 9 高時川 10 余呉川
- 11 知内川 12 安曇川 13 瀬田川
- 14 大戸川

※下線部は追加した河川

7 保全・再生・ネットワーク化の推進方策

- (1) 自然環境の調査・情報管理・評価
 - ・滋賀県の野生動植物の生息・状況については「生きもの総合調査」により継続的に調査し、その成果を5年ごとに公表する。
 - ・生きもの総合調査や希少野生動植物調査監視指導員および被害防除推進員から の報告を集約・活用して、長期構想の点検・見直しに活かす。
- (2) 生息・生育環境を保全するための保護区の適正配置
 - ・重要拠点区域および生態回廊における野生動植物の生息・生育環境が維持される ことを担保するため、自然公園や鳥獣保護区の区域の見直しや、生息・生育地保 護区や自然環境保全地域の設置に努める。
- (3) 希少野生動植物種の個体の保護
 - ・指定希少野生動植物種や国内希少野生動植物種、天然記念物に指定された種の捕獲・採取を防ぐための監視・パトロールに努める。保護増殖指針を策定した種について、指針に沿った保護活動を実施し、多様な主体と連携しながら域内保全・域外保全を積極的に進める。
- (4) 侵略的外来種の適切な管理
 - ・特定外来生物や指定外来種に対して現状把握と適切な防除を行う。国や県の外来 種リスト掲載種についても、侵略性が高いと評価される種について、適切な管理 に努める。

(5) 長期構想に配慮した事業の実施

- ・開発事業については、「公共事業環境こだわり指針」や環境アセスメント制度に 基づき野生動植物の生息・生育地の保全に対する適切な配慮を促進。
- ・防災・減災と多様な自然生態系の保全との両立、生態系を活用した防災・減災 (Ecosystem-based Disaster Risk Reduction: Eco-DRR) など生態系の持つ機 能を積極的に活用。

(6) 自然再生のための事業の実施

・ビオトープタイプごとに、野生動植物の生息・生育環境の再生を図る事業の実施。

(7) 鳥獣等による被害の防止

・ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、カワウによる農林水産業および生活環境、 生態系等への被害防止を推進。

(8) 各主体の取組の促進

- ・各主体の取組行動が環境に深く関わっていることを認識するとともに、自らの事業活動に伴って発生する生物多様性への負荷を低減するために必要な措置を講じるなど、生物多様性の保全と持続可能な利用を各主体の取組や事業活動に組み込むこと(生物多様性の主流化)を推進。
- ・県民、NPO、事業者等の各主体が、それぞれの立場から、自主的、主体的に取り組むための技術的な助言、情報の提供その他支援策を講じる。

(9) 国・市町への要請

・国に対してはより広域の視点から、市町に対してはより地域の特性を生かした立場から、県内公共事業等での配慮を求め、長期構想の円滑な推進への協力を要請。

(10) 近隣府県との連携

・府県境界域をまたがって分布している野生動植物の生息・生育環境の保全・再生・ ネットワーク化を図るために連携した取組が実施できるよう、関係府県との情報 交換を実施。